

○住居手当

・概要

- (1) 住居手当は、次のいずれかに該当する場合に支給される手当である。
- ① 自ら居住するために住宅等を借り受けて家賃を支払っている職員
 - ② 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受けて家賃を支払っている職員

(2) 支給額 令和2年4月1日～ ※手当額は100円未満切捨て

区 分	家 賃 等 の 額	手 当 額
借家等職員 (100円未満 端数切捨て)	20,500円以下	家賃等の額 - 9,500円
	20,501円～54,500円未満	(家賃等の額 - 20,500円) + 11,000円
	54,500円以上	すべて 28,000円
単身赴任 借家等職員 (100円未満 端数切捨て)	配偶者が居住するために借り受けている住宅の家賃等の額に応じ、 借家等職員の例により算出した額 (100円未満端数切捨て処理後の額) の1/2に相当する額	

※ 家賃等の額とは、その支払額に食費等が含まれているときは40/100に相当する額をいい、支払額に電気・ガス・水道の使用料金が含まれ、かつ食費が含まれていないときは、90/100に相当する額をいう。

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第9条の5
- (2) 職員の給与の支給に関する規則 第18条の4～12
- (3) 住居手当の支給に関する運用基準

・事務処理

時期	処 理 内 容
申 出	次の場合、直ちに本人が申し出る (1) 新たに支給要件を具備することになった場合 (2) 職員又は配偶者等の居住する住宅に変更があった場合 (3) 家賃の額に変更があった場合 (4) 支給要件を欠くことになった場合
確 認	要件を確認する
用紙配付	住居届を配付し、記入内容や添付書類等について指導する
届出提出	本人が記入し、提出する (届出は15日以内、添付書類は30日以内)
届出受理	届の裏面を参照し、記入内容や添付書類について審査して受理する
認定・入力	住居届及び添付書類の内容が認定基準をすべて満たす場合は校長が認定をする 給与マスター基本(修正)通知書6-2を作成し、教育事務所へ提出する
支 給	給与等領収書、給与マスターを確認する 支給方法は、給料の支給方法に準ずる 職員が次のいずれかに該当するときは、支給されない。月の中途の場合は日割計算となる (これらの場合の手続きは教育事務所において行う) ①無給休職 ②停職 ③専従休職 ④育児休業 ⑤大学院修学休業 ⑥派遣条例の規定により派遣された場合(給与を支給されない場合) ⑦自己啓発等休業 ⑧配偶者同行休業

時期	処 理 内 容										
異 動	<p>(1) 住居手当決定簿を添付書類を添えて異動先に送付する（前任校ではコピーを保管する）</p> <p>(2) 異動により手当の支給終了となるときは、新任校で受給終了届を提出する</p> <p>(3) 転入先の認定権者は、異動後の認定状況が前任校認定時と変わらないことを発議等にて確認する</p> <p>(4) 前勤務校からの継続者については、決定簿の異動状況欄に異動年月日・勤務公署名が記載されているかを確認する。また、現所属の異動年月日・勤務公署名を記入する</p> <table border="1" data-bbox="308 365 1145 434"> <tr> <td>勤務公署の</td> <td>異動年月日</td> <td>○. 4. 1</td> <td>○. 4. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異 動 状 況</td> <td>勤務公署名</td> <td>○○小学校</td> <td>○○中学校</td> <td></td> </tr> </table>	勤務公署の	異動年月日	○. 4. 1	○. 4. 1		異 動 状 況	勤務公署名	○○小学校	○○中学校	
勤務公署の	異動年月日	○. 4. 1	○. 4. 1								
異 動 状 況	勤務公署名	○○小学校	○○中学校								
給与改定	<p>(1) 給与改定により、手当額に変更があった場合は、改定年月日・家賃相当額・住居手当額を記入する</p> <table border="1" data-bbox="308 593 1080 694"> <tr> <td rowspan="3">給与改定による 手当額改正</td> <td>改定年月日</td> <td>○. 4. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家賃相当額</td> <td>45,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住居手当額</td> <td>23,200</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">○年3月までは23,500円を受給していた例</p>	給与改定による 手当額改正	改定年月日	○. 4. 1		家賃相当額	45,000		住居手当額	23,200	
給与改定による 手当額改正	改定年月日		○. 4. 1								
	家賃相当額		45,000								
	住居手当額	23,200									
追給・返納	<p>(1) 現年度において、前月以前に遡及して処理を行う場合、所属長が電算入力通知書により行う</p> <p>(2) 6か月以上遡及して処理を行う場合、所属長は電算入力通知書のほか「諸手当の遡及返納に係る報告書」を教育事務所長に提出する</p> <p>(3) 過年度分の処理は、所属長の依頼に基づき教育事務所長が行う</p> <p>※ 11月2日～3月1日までの間に居住の状況に変更があった場合、寒冷地手当の世帯等の区分が変わることに注意</p>										

以 下 余 白